

公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団
「みんなの寄付」助成制度 寄附金募集要項

1. 寄附募集の目的

みなさまから募った寄附金を、支援が必要な音楽家へ届けることによって、経済的な理由に左右されることなく音楽活動に専念してもらいたいとの思いから発足した寄附制度です。

寄せられた寄附金は音楽家支援のために使用いたします。

寄附者と音楽家を「寄付」というかたちでつなぎ、多くの人々を巻き込みながら、日本のクラシック音楽文化の発展・振興に寄与することを目的としています。

2. 寄附金の種類 下記2種類から選択することができます。

- (1)「助成型寄附」— 「みんなの寄付」の目的・企画に賛同のうえ寄附。
- (2)「個別案件型寄附」— 「みんなの寄付」の目的・企画に賛同のうえ、応援したい採択案件を個別に選択し寄附。

3. 寄附金の使途

「助成型寄附」「個別案件型寄附」ともに当財団が定める定款第4条の公益目的事業に基づき、「募集特定寄附金」および「一般寄附金」として下記の用途に使用いたします。

(1)「助成型寄附」

①寄附された金額のうち、96%は「みんなの寄付」《助成型》に対する募集特定寄附金として助成金に使用し、4%は一般寄附金として公益事業費又は管理費に使用します。

3か月ごとの選考で適切な対象者がおらず寄附金が残った場合は、次回に繰り越します。

②活動を実施できなかった場合や活動実施に余剰が出た場合は、「みんなの寄付」《助成型》へ返還することとします。

(2)「個別案件型寄附」

①寄附された金額のうち、96%は「みんなの寄付」《個別案件型》に対する募集特定寄附金として助成金に使用し、4%は一般寄附金として公益事業費又は管理費に使用します。

②寄附された金額が各案件ごとに設定された目標金額を超過した場合、その超過した金額は、「みんなの寄付」《助成型》へ移行することとします。

③該当の活動が実施できなかった等の理由で寄附金が使用されない場合は、「みんなの寄付」《助成型》へ移行することとします。

4. 寄附金の募集期間

- (1)「助成型寄附」 通年募集 随時
- (2)「個別案件型寄附」 3ヶ月ごと各期の採択発表後、定められた期間。
寄附金が目標金額を超過した時点で速やかに終了します。

5. 寄附金額

個人、法人、いずれの場合も金額を問いません。

6. 寄附金の利用報告

助成された活動は、HP や SNS 等にて報告します。案件が期間通りに実施されない場合も報告を行います。

7. 申込方法

(1) ホームページより申込の場合

「みんなの寄付」専用申込フォームより《助成型》《個別案件型》をご選択の上、お申込ください。

(2) 電話で申込の場合

下記の電話番号へお申込ください。

◇ 電話：03-6380-9862 平日 10 時～17 時（土日祝休）

◇ 郵送先：〒102-0082 東京都千代田区一番町 29-2 進興ビル 4 階

公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団「みんなの寄付」担当

8. 支払方法

(1) ホームページより申込の場合

クレジット決済、又は、銀行振込

(2) 電話で申込の場合

銀行振込のみ

【振込先口座】

① みずほ銀行 銀座支店 | 預金種別：普通 | 口座番号：4033534

② 三井住友銀行 麹町支店 | 預金種別：普通 | 口座番号：9378856

③ 三菱 UFJ 銀行 麹町支店 | 預金種別：普通 | 口座番号：0327097

※いずれも口座名義は『ザイ) サワカミオペラゲイジュツシンコウザイダン』となります。

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。

9. 領収書等の送付

寄附金の領収書は、個人は確定申告時に、法人は税務申告時に必要となります。領収書は寄附申込時に氏名・住所を入力いただいた場合に、メール又は郵送（ホームページより申込の場合はメールのみ）により送付します。領収書は再発行いたしかねますので、大切に保管願います。お支払いから 1 ヶ月過ぎても領収書が届かない場合は、お手数ですが、当財団までご連絡ください。

10. 寄附金に対する税法上の優遇

当財団への寄附金は、税法上の特定公益増進法人への寄附金として、個人・法人それぞれに税制上の優遇措置がございます。詳しくは、国税庁、所轄税務署または税理士等にお問合せ下さい。

【個人によるご寄附】

(1) 所得税

控除の方法は《税額控除》と《所得控除》による方法がございます。

《税額控除》 下記算式より算出された額が、「寄附金控除」として、所得税から控除
(年中に支出した公益財団法人等に対する寄附金の合計額－2,000円) × 40% = 控除額
※寄附金の合計額は年間所得額の40%が限度となります。

※控除額は所得税額の25%が限度となります。

《所得控除》 下記算式より算出された額が「寄附金控除」として、課税所得から控除
(年中に支出した特定寄附金の合計額－2,000円) × 所得税率 = 控除額
※特定寄附金の合計額は年間所得額の40%が限度となります。

(2) 住民税

一部自治体の個人住民税についても優遇措置の対象となります。

(3) 相続税

相続税についても優遇措置の対象となります。

【法人によるご寄附】

当財団への寄附金は、(1)一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、(2)特定公益増進法人に対する特別損金算入限度額以内の金額を、損金算入することが認められています。

(1) 一般の寄附金にかかる損金算入限度額

(資本金等の額の合計額または出資金の額 × 0.25% + 所得の金額 × 2.5%) × 1/4

(2) 特定公益増進法人に対する寄附金にかかる損金算入限度額

(資本金等の額の合計額または出資金の額 × 0.375% + 所得の金額 × 6.25%) × 1/2

11. お問い合わせ

公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団

電話：03-6380-9862 平日 10時～17時 (土日祝休)

E-mail：member@sawakami-opera.org

12. 個人情報の取扱い

ご記入いただきました個人情報は、寄附者の方への連絡、領収書等の送付のみに使用させていただき、法令の規定に基づく場合を除き、第三者に提供することはありません。

ただし、寄附者から同意を得た場合のみ、寄附者の個人情報を助成者へ提供できるものとします。この場合、問題や損害が生じても当財団は責任を負いません。